

<可決された意見書>

「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の
規定に基づく補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書

最も生活に密着した社会資本である道路は、交流人口・物流を増大させ、地域の連携による都市の成長をもたらすストック効果が期待されるとともに、災害時には救援活動や、復旧、復興に欠かせない重要な施設である。

本市では、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）相模原インターチェンジ、相模原愛川インターチェンジ周辺をはじめとする産業・物流の結節点の拠点形成のため、アクセス道路を中心としたネットワーク形成を進めているところである。今後、広域交流拠点の形成には近隣市との連携を強化し、交流人口の増加や地域経済の持続的発展を支える道路整備が不可欠である。

また、東日本大震災、熊本地震においては、道路の被災により、救援物資の輸送の遅れや一般道路に慢性的な渋滞が発生するなど、広範囲に影響が及んだことで、道路の必要性を改めて認識したところである。

このような中、現在、道路事業については「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（道路財特法）の規定に基づき、地域高規格道路や交付金事業の補助率等が55パーセントまでかさ上げされているが、この規定は平成29年度までの時限措置となっており、補助率等の低減は、ストック効果の発現やまちの持続的発展において、影響は計り知れないものである。

よって、本市議会は、国会及び政府におかれて、次の事項について実現を図られるよう強く要望するものである。

- 1 道路財特法の補助率等のかさ上げを平成30年度以降も継続すること。また、必要な公共事業関係の予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

相 模 原 市 議 会

国 会
内 閣 あ て

平成29年12月22日提出